

令和4年第3回広尾町議会定例会 第4号

令和4年9月15日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 認定第 1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 3 認定第 2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 11 認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 12 発議第14号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出について
- 13 発議第15号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
- 14 発委第 3号 閉会中の委員会継続調査について
- 15 発議第16号 議員の派遣について

○出席議員（12名）

1番 松田 健司	2番 浜野 隆
3番 萬亀山 ちず子	4番 前崎 茂
5番 北藤 利通	6番 志村 國昭
7番 星加 廣保	9番 渡辺 富久馬
10番 小田 雅二	11番 旗手 恵子
12番 山谷 照夫	13番 堀田 成郎

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章

会 計 管 理 者	山 崎 勝 彦
兼 出 納 室 長	山 崎 勝 彦
総 務 課 長	山 崎 岸 直 宏
総 務 課 長 補 佐	柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	木 幡 幸 雄
併 総 務 課 主 幹	木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹	坂 田 邦 昭
企 画 課 長	及 川 隆 之
企 画 課 長 補 佐	鎌 田 慎 美
住 民 課 長	楠 本 直 晃 央
住 民 課 長 補 佐	村 中 直 晃 子
兼 住 民 課 長 補 佐	三 浦 泉 大
保 健 福 祉 課 長	宝 坂 一 也
保 健 福 祉 課 参 事	宝 泉 大
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長	村 上 洋 子
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	保 坂 一 也
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長	三 浦 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長	浜 頭 力 美
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長	佐 藤 清 優 子
子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	西 脇 木 み ゆ き
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長	佐 々 木 み ゆ き
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 副 園 長	佐 々 木 輝 義
兼 豊 似 保 育 所 長	金 石 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 浩 則
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長	平 浩 則
農 林 課 長	平 室 谷 直 宏
兼 町 営 牧 場 長	寺 井 昌 樹
水 産 商 工 観 光 課 長	寺 上 幸 一
建 設 水 道 課 長	三 川 崎 井 真 弘
建 設 水 道 課 長 補 佐	寺 安 伸 圭
建 設 水 道 課 長 補 佐	安 岡 伸 圭
兼 下 水 終 末 処 理 セ ン タ ー 長	須 田 伸 圭
港 湾 課 長	
港 湾 課 長 補 佐	

〈教育委員会〉

教 育 長	菅 原 康 博
管 理 課 長	山 畑 裕 貴
管 理 課 長 補 佐	三 浦 弘 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	山 岸 達 也
社 会 教 育 課 長	沖 田 一 美
兼 図 書 館 長	沖 田 一 美
兼 海 洋 博 物 館 長	沖 田 一 美

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈監査委員〉

代 表 監 査 委 員	大 林 忠
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈公平委員会〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	山 岸 直 宏

〈農業委員会〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	森 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事	浅 野 愛 海
総 務 係 主 事 補	齊 藤 香 月

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 認定第1号～日程第11 認定第10号

1、議長（堀田） 日程第2、認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題とします。

本件10件は、決算審査特別委員会に付託されていたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、前崎茂議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（前崎） 決算審査特別委員会審査報告をいたします。

令和4年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、委員会開催日、令和4年9月7日、13日、14日であります。

2、事件及び審査の結果であります。認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定についてまでの10件を認定すべきと決定したものであります。

以上、決算審査特別委員会審査報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇願います。

1、11番（旗手） 令和3年度広尾町一般会計決算に対し、反対討論を行います。

2020年1月に新型コロナウイルス陽性者が確認されてから、2,000万人を超える感染者数に達しております。特に第7波のオミクロン株は感染力が強いとされ、感染拡大の収束の見通しも立っていないのが実態です。本町はもとより、我が国全体が経済活動が低迷し、商店、飲食関係者へのダメージは大きく、厳しい経済環境を強いられている現状です。自治体行政の役割として、経済弱者の支援を行うことが喫緊の課題であります。

また、本町にとって人口減少や少子化対策も緊急の課題であり、その観点で出産祝い金支給制度がその一歩になることを期待するものです。

農山漁村ホームステイ受入れ交流事業について、財政が厳しい本町が負担することは、到底町民の理解は得られません。ふるさと納税の受入れ項目を全ての交流事業の費用にも充当し、本町の子どもたちの使途に活用できるよう改善すべきものです。

全国でも本町だけと言われる政治家記念館は、本来、地方公共団体が運営すべきものではありません。加えて、建設後30年以上が経過し、基金残高も2,500万円まで減少、速やかに運営形態の見直しをすべきものです。

よって、本決算に反対をします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番（北藤） 私は、令和3年度広尾町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

本会計の決算審査においては、歳入歳出決算書及び主要な施策等の説明について、その正確性を認めるところであります。

令和3年度は、農林水産、商工観光など、産業振興をはじめ、子育て支援として医療費の助成など、活力あるまちづくりの展開、地域福祉、健康予防、安心して暮らすことができるまちづくりに努めた内容であります。

コロナ感染症対策ではワクチン接種や産業振興に取り組み、さらには突然発生した赤潮にも対策を講じるなど、それぞれの事業開催にも様々な工夫を凝らし、各事務事業の遂行に尽力されたものであります。

本決算における子ども農山漁村交流事業につきましては、コロナ感染症対策の影響でホームステイ事業は中止となりましたが、これまでの絆とつながりを生かし、企業版ふるさと納税、一般指定寄附金、個人版ふるさと納税の活用により、広尾町産食材提供事業で町産品のアピールによる産業振興にも取り組んでおります。

財政運営においても、各種財政指標や地方債現在高、基金の状況等を見ても、健全化への努力が認められるものであります。

よって、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和3年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和3年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第3号 令和3年度広尾町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和3年度広尾町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番(旗手) 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、反対討論を行います。

平成30年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行されたところ です。

令和2年度の国民健康保険税に係る均等割、平等割は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動が低迷していることから据置きをしましたが、令和3年度は従前の1%から5.6%と大幅な引上げとなっています。したがって、1人当たりの国民健康保険税は、令和2年度の10万9,887円から令和3年度は11万9,473円へ9,586円、4人家族では3万8,344円、それぞれ前年度からの引上げとなっています。

とりわけ新型コロナ感染拡大で自営業者等の営業環境が悪化している今日、国保税の大幅な引上げは家計を圧迫するものであり、国保税の負担増を回避すべきものです。

よって、本決算認定に反対をします。

1、議長(堀田) 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

5番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番(北藤) 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、国民皆保険を持続可能なものとするため、北海道が運営責任主体となり、健全で安定的な維持運営を図り、被保険者の医療確保と健康の保持増進に努めているものでありま

す。

国保税率の改正により被保険者1人当たりの保険税は増額にはなっていますが、国民健康保険事業の健全な運営に必要な不可欠なものであり、また、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） これをもって討論を終了します。

これより認定第5号 令和3年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和3年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和3年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和3年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和3年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第10号 令和3年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報

告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 発議第14号

1、議長(堀田) 日程第12、発議第14号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前崎茂議員、登壇願います。

1、4番(前崎) 発議第14号 加齢性難聴への補聴器購入のための国の助成を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

超高齢化社会を迎えている現在の我が国では、加齢性難聴者が年々増加している現状にある。日本補聴器業界の調べによれば、日本の人口に対する比率は11.3%であり、世界で3番目に多いと報告されている。

一方、補聴器の普及率(2018年)は、日本の難聴者人口の14.4%となっており、イギリス47.6%、ドイツ36.9%、フランス41.0%、アメリカ30.2%(2015年)に比べ非常に低い水準となっている。その背景として、①、補聴器の価格が片耳8万円から25万円と高く、保険適用もなく諸外国と比べて国からの補助体制が極めて不十分であること、②、難聴治療に対しての啓蒙が適切に行われてこなかったことなどが指摘されている。

そのため、欧米では確立されている公的補助制度が日本ではいまだ十分に確立されていない現状にある。

高齢者の多くは年金生活者で、高額な補聴器を購入することは家計に与える影響が大きく所有が簡単ではない。一方で、耳が聞こえにくい・聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっており、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながる。

こうした状況に鑑み、国は、高齢者が経済的理由によって補装具の購入困難を強いられ、日常生活や社会的活動に制約が加わることがないように、補聴器購入に公的助成を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願いをいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第15号

1、議長(堀田) 日程第13、発議第15号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇願います。

1、12番(山谷) 発議第15号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、こうした北海道ならではの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスク増大のほか、今後一斉に更新期を迎える橋りょうなど道路施設の老朽化、通学路における交通事故の発生など、様々な課題を抱えている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域(生産空間)が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流・人流の確保・活性化に資する広域道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷の本道においては、安定的な除排雪の体制確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しい状況の中においても、国と地方の適切な役割分担の下、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格道路から国民の日常生活に最も密着した市町村道に至る道路ネットワークの計画的・体系的整備の必要性やポストコロナを見据えた物流・観光を

はじめとする経済回復に資する道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や維持管理の充実・強化に向けて、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、道路関係予算の所要額を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保するとともに、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策・無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋りょう、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

以下、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第14 発委第3号

1、議長（堀田） 日程第14、発委第3号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発委第3号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和4年第3回定例会終了後から令和4年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、広尾町介護保険事業計画・障害者計画の進捗状況について。

産業常任委員会、(1)、釣り文化振興モデル港の運営状況について、(2)、オートキャンプ場の施設及び運営状況について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第15 発議第16号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第16号 議員の派遣についてを議題とします。

派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第16号 議員の派遣について。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、南十勝町村議会議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
 - (2)、派遣場所、中札内村であります。
 - (3)、期間、令和4年10月3日。
 - (4)、派遣議員、全議員であります。
- 以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

1、議長（堀田） これにて令和4年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時34分